

小山市立網戸小学校跡地開放要領

1 趣 旨

小山市立網戸小学校の跡地について、跡地利用が決定するまでの一時的な対応として、小山市及び地域の活性化等に資する活動を行う場合に、開放を行うものである。

2 開放の対象となる施設について

小山市立網戸小学校跡地（体育館、校庭等）

所在地：小山市網戸1514

3 開放期間及び開放時間

開放期間 令和7年6月16日～令和7年12月26日 ※お盆を除く。

開放時間 原則 午前8時30分～午後9時30分

4 利用団体資格

小山市立網戸小学校を利用できる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 小山市に居住する者で構成する団体（小山市に居住する者を一名以上含む団体）
- (2) 小山市を中心に活動する団体
- (3) 市又は教育委員会の後援等の承認を受けている団体その他の教育委員会が認める団体

5 施設の利用について

- (1) 小山市立網戸小学校の施設利用は、利用団体資格の要件を満たした団体が次のいずれかに該当する利用を行う場合とする。
 - ア 市の施策に協力する事業の用に供する場合
 - イ 市及び地域の活性化等に資する活動を行う場合
 - ウ その他市行政の運営上又は社会的、公共的な見地からみて妥当と認められる場合
- (2) 4 利用団体資格及び前号の規定にかかわらず、国又は他の地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に供する場合は施設を利用することができる。

6 管理責任者

利用団体は施設管理のため、管理責任者を置かなければならない。

7 管理責任者の責務

- (1) 遵守事項を徹底するように利用者の指導を行うこと。
- (2) 施設や鍵の管理等について、責任をもって行うこと。鍵は、利用終了後速やかに小山市教育委員会事務局こども未来部こども政策課に返却すること。
- (3) 施設利用中の施設・備品等の破損等について、責任を持って対応すること。
- (4) 施設利用中の利用者のけが、車の事故、盗難等について、責任を持って対応すること。
- (5) 利用者の掌握及び施設の管理保全に努めること。
- (6) 事故が発生した場合は、緊急処置をし、小山市教育委員会事務局こども未来部こども政策課に連絡を入れること。
- (7) 使用後は施設等の清掃（トイレ清掃を含む）、整理・整頓、整地を行い、原状回復すること。また、施設の点検を行い、消灯・施錠・閉門等を確認し退出すること。
- (8) 校庭利用時、活動の妨げになる雑草等については利用者で撤去すること。

8 遵守事項

- (1) 施設の水道の水は、飲料水としては使用しないこと。

- (2) 鍵の貸出は利用前日の17時までにこども政策課（市役所5階）に取りに来ること。
※利用が土日祝日にあたる場合は、当該土日祝日の前の平日17時まで鍵を取りに来ること。
- (3) 鍵の返却については、翌日の17時までに返却すること。
※利用が土日祝日にあたる場合は、当該土日祝日の翌平日17時まで返却すること。
- (4) 鍵の複製は、絶対にしないこと。
- (5) 小山市、教育委員会等が緊急で施設を使用する場合は、当該活動等を優先すること。
- (6) 学校敷地内は全面禁煙とすること。
- (7) 活動した際に出たゴミは、必ず持ち帰ること。
- (8) 使用を許可された施設・備品や種目以外での使用はしないこと。
- (9) 節電のため、必要のない照明は使わないこと。
- (10) 利用に係る騒音等については、近隣住民へ配慮すること。
- (11) 施設内の遊具等については、使用しないこと。

9 責任と負担

- (1) 施設の利用に係る施設・備品等の破損（劣化による破損を含む。）・鍵の紛失（鍵の紛失に伴う施設管理に必要な鍵の取替等を含む。）等は、利用者の負担により補修等を行う。
- (2) 利用者が施設の利用に必要な備品等については、利用者が用意する。
- (3) 利用中のけが、車の事故、盗難等は、利用者の責任とする。
- (4) 利用者が法令及びこの要領に規定する内容を遵守しない場合及び施設に不具合が生じた場合並びに網戸小学校の跡地利用について市の方針等が決定した場合には、使用許可を取り消すことがあります。

附 則

この要領は、令和7年4月21日から施行する。

| |
|--|
| 連絡・問合せ先：小山市教育委員会事務局 こども未来部こども政策課 学校適正配置推進係 電話：0285-22-9658 FAX：0285-22-9650 メール：d-koseisaku@city.oyama.tochigi.jp |
|--|